

グローバル金融危機と ヨーロッパのデモクラシーのゆくえ

田中 拓道

一橋大学大学院社会学研究科准教授

ヨーロッパ社会モデルの終焉？

近年のギリシャ債務危機に端を発するユーロ危機は、過去20年のあいだくり返し問われてきた問題をあらためて浮上させた。グローバル化の進展、とりわけ金融の規制緩和や資本移動の自由化によって、国家は財政や金融をコントロールする術をますます失っていくのではないか。かつてS・ストレンジが「国家の退場」と呼んだとおり、国家の役割はグローバルな市場の要請に従属し、各国の政治経済レジームは1つに「収斂」していくのではないか。

実際、ギリシャでは債務危機によって厳しい緊縮財政策を迫られている。同じく国債の信用不安にさらされたイタリアやスペインでも財政均衡路線が採られ、EU中核国のフランスですら、2012年1月

に、国債がトリプルAから格下げされると、サルコジ大統領は金融取引税や付加価値税の増税、社会保障費の削減による財政均衡策の宣言を強いられた。グローバルな金融市场の圧力の下で、どの国も財政赤字の削減が急務となっている。とりわけ寛大な医療保険や年金による大きな国家支出を認めてきた「ヨーロッパ社会モデル」は、危機に瀕しているように見える。

R・ドーア（2011）は今日の先進国経済の特徴を「金融化」と呼んでいる。（1）先進国の総所得の中で、金融業に携わる人々の取り分が増えている。（2）デリバティブなど複雑で投機的な金融商品が拡大している。（3）企業経営においてステークホルダーよりも株主の利益が重視されるようになっている。（4）各国の政策は国際競争力の強化へと向けられ、貯蓄から投資への誘導が行われている。グローバルな金融市场の発展とともに国家の主権は掘りくずされ、「金融化」「アングロ・サクソン化」が進行している、という。

本稿では、これらの議論に対して、近年の比較政治学の知見を踏まえ、今後も「収斂」は限定的にしか見られないこと、政治経済レジームの多様性は維持されるであろうことを主張したい。その際、金融のグローバル化という一見不可逆に見えるプロセスが、實際には政治的決定の積み重ねによって起きており、その背後には一定の権力構造が存在することを指摘する。今後の持続可能な社会や経済のあり方を考える

たなか たくじ

1971年生。北海道大学大学院法学研究科単位取得退学。博士（法学）。専門分野は政治理論、比較政治。北海道大学法学部講師、新潟大学法学部准教授を経て、現職。

著書に、『貧困と共和国—社会的連帯の誕生』（単著、人文書院、2006年）、『福祉レジームの収斂と分岐—脱商品化と脱家族化の多様性』（共著、ミネルヴァ書房、2011年）、『社会保障と福祉国家のゆくえ—新たななる理念と制度の展望』（共著、ナカニシヤ出版、2011年）など。

ためには、公正な権力の配分と参加、すなわちよりよいデモクラシーを機能させることが重要である、と主張する。

アメリカの金融恐慌と「勝者総取りの政治」

アメリカの金融恐慌

ユーロ危機以降ともすれば見過ごされがちであるが、今回のギリシャ債務危機の発端となったのは、2007年以降のアメリカの金融恐慌であった。それまで好景気を支えていたアメリカの住宅バブルがはじけると、サブプライムローンを中心に行き交う不安が拡大し、2008年のリーマン・ショックを皮切りに、金融システム不安はアメリカからヨーロッパへと波及していった。こうした状況の中でギリシャの財政赤字の粉飾が明るみに出る。ヨーロッパの銀行はギリシャに多額の貸付を行っていたため、債務不履行の恐れから、ユーロ全体が信用不安へと陥っていった。

アメリカの金融恐慌の原因は何だったのだろうか。レギュレーション学派を代表するR・ボワイエ（2011）は、それを「金融主導型レジームの崩壊」と位置づけている。戦後の先進国では、労働者と使用者の階級妥協によって、生産性の上昇に合わせた高賃金と公的的社会保障が労働者に約束された。こうした分配政策によって分厚い中間層が作りだされ、生産と消費の好循環が生まれた（フォーディズム体制）。ところが1970年代に生産性の上昇が止まり、労使の和解が崩れると、フォーディズム体制は機能しなくなっていく。その後アメリカでは、製造業ではなく「金融」を軸とする新しい政治経済レジームが作られていった。

(1) 金融資産の価値を高めることが経済活動の主たる目的となり、金融規制の緩和、新しい金融商品の開発、証券化が進む。(2)企業は株価の上昇を目的として労使関係を再編し、雇用の柔軟化、景気に合わせた人員調整などに取り組む。(3)公的社会保障の民営化と個人化（年金の賦課方式から積立方式への転換、個人年金の導入など）によって、株式市場への資金流入をうながす。(4)所得再分配ではなく、金融

商品へのアクセスを容易にすることで、いわば個人の負債をつうじて家計消費を拡大させる。以上のような「金融主導型」の生産一消費の循環を作りあげることで、アメリカ経済は1990年代以降に復活をとげたように見えた。

ところが「金融主導型」レジームには大きな限界があった。そもそも生産と消費がうまく循環するよう見えたのは、住宅や債権などの資産価格が将来上昇するであろう、という「期待」が抱かれるかぎりのことであった。アメリカでは2006年以降、住宅の供給過剰によって価格の下落が始まり、こうした「期待」は急速にしばんだ。さらに個々人がさまざまなローンを組んで、いわば負債をつうじて消費をつづけられたのは、アメリカ全体としてみれば、他国がアメリカの国債や外貨証券を購入することで資金を還流させ、国内では低金利政策が維持されていたからであった。アメリカと他国との金融・貿易の不均衡は、長期的にみれば持続可能なものではなかった。

アメリカを代表する経済学者のJ・スティグリツ（2010）は、こうした「金融主導型」レジームが、グローバル化の必然的な帰結ではなく、特定の人々を利する形で作られていったことを指摘している。アメリカでは過去30年のあいだに大銀行、投資銀行などウォール街で働く上級幹部職の所得が急上昇し、今日では平均的労働者の数百倍・数千倍に達した。一方、労働者の平均所得は2000年代に4%も減少した。金融の規制緩和による低所得者向けの金融ローンの開発、高リスク商品の転売、証券化などは、アメリカ経済の生産性の向上にはつながらず、むしろゆがんだ資源配分をもたらした。高い教育を受けた人々は金融業へと向かい、短期的な投機や金融商品の開発にエネルギーを注いで高い所得を手にする。その一方で、中間層・低所得層の雇用状況や生活は改善しなかった。さらに金融恐慌は格差をいつそう固定化することにつながった。「金融システム維持」という名のもとで大銀行には膨大な公的救済資金が投入されたが、中低所得層は住宅の喪失と緊縮財政によって高いリスクに直接さらされることになった。

勝者総取りの政治

政治学者のJ・ハッカーとP・ピアソン（2010）は、過去30年のアメリカ政治を「勝者総取りの政治」と呼んでいる。アメリカでは1%の富裕層だけがますます豊かになり、残りの99%がとりこされてきた。こうした変化はグローバル化や産業構造の変化だけでは十分に説明できない。彼らによれば、その背景にあったのは、「政治」の変化であった。一つは「非決定」と呼ばれる政治の不作為である。アメリカの政治制度は大統領と議会、上院と下院などの権力分立を特徴としており、もともと拒否点が多い。そのうえ近年では、二大政党の分極化が進み、政党を超えた妥協が行われにくくなっている。その結果、経済状況にあわせた柔軟な意志決定が機能せず、政治が膠着状態に陥ってきた。上に述べたような金融テクノロジーの発展や幹部職への給与集中という市場の動きを有効に規制できず、格差の拡大を野放ししてきた。二つめは組織的利益の影響力の拡大である。過去30年のあいだに労働組合は衰退し、中間層も経済的に没落した。一方金融ビジネスにたずさわる富裕層は、ロビイストをつうじて民主・共和両党に組織的な影響力をふるうようになった。選挙のメディア化や政治広告の広がりは、政治におけるお金の重要性をさらに増すことになった。彼らは政治献金をつうじて影響力を行使し、所得税の減税や金融規制の緩和を勝ち取ってきた、といふ。

政治経済レジームの多様性

多数派デモクラシーとコンセンサス・デモクラシー

以上のように、「金融主導型」レジームはアメリカに特有の政治のあり方によってもたらされた。先に挙げたボワイエは、イギリスを除けばヨーロッパ諸国で「金融主導型」レジームは根づいてこなかつた、と指摘している。たしかにヨーロッパでも政党の二極化や選挙のメディア化は進んでいる。とはいえ、多くの国では比例代表制がとられ、伝統的に少数派を含め

た幅広い合意による連立政治が行われてきた（コンセンサス・デモクラシー）。今日のヨーロッパ政治に見いだせるのも、硬直した二極のあいだの対立というよりは、中道左派と右派のあいだの妥協の模索である。

そのうえヨーロッパの市場は、アメリカ型の「自由主義市場経済（LME）」と区別されて「協調的市場経済（CME）」と呼ばれてきた。協調的市場経済では市場以外のさまざまな制度や慣行によって利害調整がなされている。企業は銀行との長期的な取引によって資金を調達し、株主利益だけでなく、ステークホルダーの利益も考慮に入れた経営を行う。経営の決定は一握りのトップだけで行われるわけではなく、しばしば労働者代表も含めた評議会が権限を握っている。労働者の賃金や雇用条件は産業レベルの労使交渉によって決められ、自由主義市場経済ほど大きな報酬の格差は見られない。

社会的投資モデルの多様性

多様な利害の「コンセンサス」を特徴としてきたヨーロッパでは、グローバル化や産業構造の変化に直面して、アメリカの「金融主導型」レジームとは異なる応答が模索されてきた。T・アイヴァーセンとJ・D・ステファンス（2008）は、経済の開放化や情報・サービス業への転換が進む中で、労働者が新しい技能を身につけるための「人的資本形成」がますます重要な要素になっている、と指摘する。人的資本形成のあり方は政治制度と市場制度に強く規定されている。ここでは大陸ヨーロッパと北欧の類型をまとめて、大きくアメリカの「金融主導型」レジームとの違いを指摘しておきたい。

彼らによれば、多数派デモクラシー（小選挙区制）と自由主義市場経済を持つアメリカでは、低所得層向けの再配分策には大きな支持が得られない。社会保障も低い水準にとどまるため、人々は生活の安定を得るために、教育をつうじてよりよい職に就こうとする。ただし公教育への支出も限られているため、中間層以上の人々は、私的な投資によって高い教育を得ようとする。失業層や低技能労働者に対する公的な

職業訓練は未発達なままにとどまり、中間層はこれらへの支出を増やす政策を支持しない。その結果、「人的資本形成」の多くの部分が民間に委ねられ、所得格差は広がっていく。

一方コンセンサス・デモクラシーと協調的市場経済を持つヨーロッパでは、社会保障と公教育への手厚い支出が支持されてきた。情報化やサービス化が進むと、低技能層や失業層に職業訓練を行い、より生産性の高い雇用への移行を支援することが、政府の大きな役割と見なされるようになっていく。たとえば2000年3月のリスボン戦略では「人々への投資によるヨーロッパ社会モデルの変革」が宣言され、職業教育や生涯教育への支出を増やすこと、よりよい職への移行を支援すること、失業やジェンダーギャップをなくして社会的包摶を実現することが、ヨーロッパの共通目標として設定された。これらを実現するために、各国別に政策目標を設定したうえでヨーロッパ単位の協調をはかるという「開放的政策協調(OMC)」という手法が導入された。

新しい社会モデルへの展望

以上のように、グローバル化の下で先進国のある政治経済レジームが「収斂」し、国家が金融市場の要請に従属していくという見とおしは、必ずしも当たっていない。アメリカの過去の経緯を見ても分かるとおり、金融の規制緩和や配分構造の変化は、特定の政治制度と結びついた意思決定の産物である。ステイグリツなど指摘するとおり、金融ビジネスに携わる人々の権力が増大し、資源の配分が偏っていくことで、アメリカは新しい産業構造に合わせた生産性の向上や教育政策を取らず、ますます金融に依拠した成長モデルへと突き進んでいった。一方ヨーロッパでは、コンセンサス・デモクラシーの伝統を背景として、「金融化」の動きは限定的であり、新しい産業構造と経済の開放化に合わせた政策が試みられてきた。この「社会的投資」モデルでは、雇用の流動化を進めることで、生涯教育や職業訓練を組み合わせること

で、できるかぎり多くの人々をよりよい雇用へと導き、経済全体の生産性を高めることが目指された。

それでは、今日のギリシャ債務危機とユーロ危機は、ヨーロッパの取り組みに何を示しているのだろうか。アメリカの経験を顧みれば、ヨーロッパの「社会モデル」そのものが危機に陥っているというよりも、その不十分さが以下の2点で示されている、と言えるようと思われる。

第1に、これまでのヨーロッパ統合は市場や通貨統合に傾斜し、財政に関しては各国の自律性を事实上認めてきた。今回のギリシャ債務危機を契機として、今後は財政規律や金融安定化基金の強化・統合がさらに進められていことになるだろう。ただし、財政や金融への規制を強化し、違反した国に緊縮財政を押しつけるだけでは、これらの国の景気や失業をさらに悪化させ、財政赤字を増やしてしまうことにつながる。これまでヨーロッパの通貨統合はドイツなどの中核国に多大な恩恵をもたらしてきたが、域内の経済格差は縮まってこなかった。こうした格差が今回の危機の遠因であったとするならば、長期的にみれば、産業構造の転換と高度化を進める前提としての社会保護策の普遍化や、人的資本への投資の平準化など、社会政策のレベルでより大胆な協調が必要となっていくよう思われる。

第2に、現在の「社会的投資」モデルは、職業訓練や就労支援など、労働市場への参入という目的と強く結びつきすぎている。リスボン戦略からの10年間をふり返ってみると、これまでの取り組みは貧困や格差を減らすうえでほとんど効果がなかった、という指摘がなされている(Cantillon, 2011)。現在の「社会的投資」モデルは、厳しい財政制約のもとで公的扶助や失業保険を切りつめる一方、労働市場への再参入（「再商品化」）に資源の大部分をふり向けている。この政策はすでに一定の技能を有している労働者にとって有益であるが、そうした資源を持たない人々に対しては、逆に所得格差や排除を拡大させることにつながっている。「社会的包摶」という本来の目的を達成するためには、就労と強く結びついた投資を行うだ

けでなく、就学前のケアや基礎教育の底上げをはかり、就労を含めた個々人の生き方の選択肢を増やすような投資を行う必要がある。このように「ヨーロッパ社会モデル」をめぐる模索は今後も続いていく。そこでカギとなるのは、少数派の切り捨てではなく、少数派を組み込んだコンセンサス型のデモクラシーをよりよく機能させていく、ということであろう。■

《参考文献》

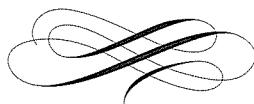
- ジョゼフ・スティグリツ『フリーフォール—グローバル経済はどこまで落ちるのか』徳間書店、2010年。
ロナルド・ドーア『金融が乗っ取る世界経済—21世紀の憂鬱』中公新書、2011年。

ロベール・ボワイエ『金融資本主義の崩壊—市場絶対主義を超えて』藤原書店、2011年。

Bea Cantillon, "The Paradox of the Social Investment State: Growth, Employment and Poverty in the Lisbon Era", *Journal of European Social Policy*, no. 21, 2011, pp. 432-449.

Jacob S. Hacker and Paul Pierson, "Winner-Take-All Politics: Public Policy, Political Organization, and the Precipitous Rise of Top Incomes in the United States", *Politics & Society*, Vol. 38, No. 2, 2010, pp. 152-204.

Torben Iversen and John D. Stephens, "Partisan Politics, the Welfare State, and Three Worlds of Human Capital Formation", *Comparative Political Studies*, Volume 20, Number 10, 2008, pp. 1-37.



「失敗した理念の勝利」の中で

濱口 桂一郎

労働政策研究・研修機構 労使関係・
労使コミュニケーション部門統括研究員

はじめに

現在のヨーロッパは、奇妙な倒錯の中にあるように見える。ほんの数年前には、リーマンショックに端を発した金融危機の嵐の中で、自由放任と市場原理主義への批判が世を覆っていた。フランスのサルコジ大統領は2008年9月、「自由放任、それは終わった。常に正しき市場、それは終わった」と語っていた。ところが、金融危機が加盟国のソブリン危機を引き起こす局面にはいると、正邪は逆転したかのようである。欧州中央銀行のトリシェ会長は2010年4月、「市場は常に正しい。市場はいつでも完全に尊重されなければならない」と語っている。そして、メルケルとサルコジの独仏枢軸のもとで、EUでは強力な緊縮財政方針が打ち出され、賃金の引下げや社会サービスの削減が進められようとしている。

この急激な経済思想の逆転劇を、去る2012年1月に刊行された欧州労研（欧州労連の附属研究機関）の報告書は「失敗した理念の勝利（A triumph of failed ideas）」¹⁾という苦い題名の下に描き出している。この言葉は、アメリカの経済学者ポール・クルーグマンがニューヨークタイムズ紙のコラム（「ゾンビが勝利するとき」²⁾）で書いた次の文章からきている。「歴史家が2008-2010年を振り返ったとき、一番不思議なのは、私が思うに、失敗した理念の奇妙な勝利だろう。自由市場原理主義はあらゆることについて間違ってきた——なのに、そいつらが今やかつてよりも全面的に政治の場を支配している」。もちろん、クルーグマンは米国のコンテキストでこの台詞を述べているのだが、それをちょうど現在の、金融危機がソブリン危機に転化することで、それまでの金融資本主義批判の雰囲気が一気に緊縮財政、公共サービス削減に転換してしまった現在のヨーロッパの政治状況を批判する台詞として使おうとしているわけである。

ほんの数年前には「失敗した理念」と烙印を押されていた死せる経済思想の奇妙な「黄泉帰り」をもたらしたもののは何か？ 同報告書は、EU各国の様々な資本主義モデルとそれらが示した危機への対応の様相が、逆説的に今日の市場原理主義の制覇をもたらしたことを明らかにしている。

はまぐち けいいちろう

1958年生。東京大学法学部卒。労働省、欧州連合日本政府代表部、衆議院調査局次席調査員、東京大学客員教授、政策研究大学院大学教授などを経て現職。著書に、『日本の雇用と労働法』（日経文庫、2011年）、『新しい労働社会—雇用システムの再構築へ』（岩波新書、2009年）『労働法政策』（ミネルヴァ書房、2004年）など。

EU 各国の資本主義モデルと危機への対応

同報告書は各章で、主なEU加盟国ごとにその資本主義モデルと危機以前におけるその特徴、そして

危機以降の動向をまとめている。これらは今日のEU各国の状況を理解するのに極めて有用である。序章でそれらを表にまとめているので、ここではそれをほぼそのまま引用する。

表 欧州資本主義モデルと危機

	モデル	1990-2000年代の特徴	危機以前の問題	2008年以降の問題
スウェーデン	CME、社会民主的 福祉国家	モデルの再構築を通じた再活性化（マクロ経済コントロール、社会契約）及び技術革新等の新機軸。	労働基準と生産物市場の規制緩和を結合。高率の税はなお政治的課題。	モデルの中核要素はほとんど修正されておらず、財政赤字の増大は限定的。しかし、労働市場の二重化、若者／移民／低技能者の雇用見通しの悪化、失業保険制度改革による労働組合の弱体化。
イギリス	LME、残余的福祉 国家	市場モデルの再強化、新たな社会的軸を通じた再活性化。	金融化、住宅、消費者信用に依存したモデルの脆弱性。公的サービス／最低社会保障の引上げに関わらず労働市場の分断化が進行。	緊縮政策への大規模な転換、公的サービスや福祉の弱体化、政府の撤退と民間部門の偏重。 政策は貧困と地域格差を引き起こしつつある。
アイルランド	LME、残余的福祉 国家	新自由主義的発展モデル（低税率、柔軟な労働市場）として称揚され、実質賃金の上昇と雇用の拡大によって正当化。	モデルは海外直接投資の継続的流入に依存していたが、これはEU各国とのゼロサム的竞争をもたらし、社会的投資額の低さは労働力の開発ではなく移民をもたらし、規制の緩さはユーロ圏への加入を確保したが、大規模な投機的貸付と不動産バブルをもたらした。	危機からの脱出口は「ベルリンではなくボストン」の強化と、さらなる（米国の）海外直接投資への依存が救済者と見なされ、労働組合はさらに周辺化。
ドイツ	CME、保守的福祉 国家	混乱と分断。統一の影響下で主たるアカターの新自由主義的な方向付け。	生産システム改革は成功したが、規制の緩いサービス部門の拡大、統一問題、普遍的労働基準の欠如、時代遅れの家族／福祉モデル、労働市場分断化と社会的不平等の拡大によりモデルは挑戦を受ける。	「環境に優しい成長」への強い圧力。しかし輸出への依存拡大、不十分な公共投資と公的サービスが緊縮政策、法定最低賃金や家族／福祉モデルの現代化への抵抗によって悪化している。

	モデル	1990-2000年代の特徴	危機以前の問題	2008年以降の問題
フランス	CME／国家主導、大陸型福祉国家	国家主導型から国家促進型への転換。	国家の民营化と分権化。しかし国家は失業者とりわけ若者への最低所得保障を提供する役割を拡大。	しつこい失業と労働市場の二重性の拡大。現下の課題は、公的支出削減、税制改革、社会的地域的格差の是正。
オーストリア	CME、保守的福祉国家	需要主導型から供給主導型への転換。	政治的背景は変わりつつ、コーポラティズムの継続と労働基準規制の継続。家族／福祉政策の現代化の失敗。	労使パートナーシップの復活。輸出とドイツへの依存の拡大。
ハンガリー	移行後遺産福祉国家	アングロサクソンモデルとラインモデルの間で揺れながらモデルを探索。	海外直接投資の大量流入がこの国を信用危機にさらした。強力な福祉国家への需要と付加価値ベースの乏しさの矛盾。	公的及び民間債務の重圧。公的サービスと福祉移転の厳しい削減、労働市場規制と労使関係の弱体化、中流上層に有利な税制改革、政府権力の集権化／右翼ポピュリズム。
ギリシャ	国家主導、家族主義福祉国家	女性就業率の上昇と家族主義モデルとの緊張。国家主導型から自由主義型へ、中核の縮小と周縁の拡大。	自由主義改革は新たな比較優位をもたらさず。租税ベースの低さのため、脱家族化は限定的。	社会経済モデルの崩壊、自由資本主義と残余の福祉国家への移行の加速、比較優位の問題は未解決。
イタリア	CME（北部、南部では未発達）、家族主義福祉国家	発展と家族主義モデルとの緊張。中核の縮小と周縁の拡大。	「跛行的改革主義」。非局在化に脆弱な消費財の「凍結した専門化」の問題、依然として分断され不十分な福祉カバレッジの問題。地域格差（南北分断）の拡大。改革するには低すぎる租税ベース。	「遅れた改革と見当違いの政策」。所得・地域格差と労働市場二重化の更なる拡大、産業政策の欠如、官僚主義、脱税、逆進的税制。
スペイン	CME、家族主義福祉国家	CMEから自由主義へ。発展と家族主義モデルとの緊張。	モデルの自由主義化には労働組合のみが抵抗したが、職場には影響乏しい。労働市場の強い二重性。近年家族主義福祉国家モデルに若干の変化。住宅市場への依存が信用収縮をもたらした。	不動産バブルの崩壊後、高い若年失業率、職業訓練を含む産業政策の欠如、低賃金を進めた団体交渉の断片化、大幅な公的支出の削減など、「見通しは劇的」。

(注) CME：協調的市場経済、LME：自由市場経済

「失敗した理念」はなぜ勝利したのか？

2008-2009年には誰もが市場原理主義の失敗を語っていたのに、2010年以降それが復活した最大の理由は、まさに経済危機に対応するため破綻した金融機関の救済や企業や労働者への支援、そして大量に排出された失業者へのセーフティネットなどのために多額の公的支出が行われ、それが加盟各国の財政赤字を拡大させたからである。好況期に黒字を溜めて、不況期の景気対策やセーフティネットへの支出によって赤字になるというのは、マクロ経済学では当然の政策であるはずだが、その不況期には当然の財政赤字が、金融バブルの拡大と崩壊に重大な責任があるはずの格付け機関によって、公債の信用度の引下げという形で、あたかも悪いことであるかのように見なされるようになった。

しかし、ここにヨーロッパ独自の特殊な事情が絡む。いうまでもなく、共通通貨ユーロの導入によって、「安定成長協定」という形で加盟国の財政赤字にたががはめられてしまっていることである。本来景気と反対の方向に動かなければならない財政規模が、景気と同じ方向に動くことによって、経済の回復を阻害する機能を果たしてしまうこのメカニズムは、自由市場経済ではなく協調的市場経済の代表格であるドイツの強い主張で導入され、結果的に市場原理主義の復活を制度面から援護射撃する皮肉な形になってしまっている。

そして、欧州2020戦略³の下で遂行されている欧州理事会主導の経済社会政策は、その「知的で持続可能で包摂的な成長」という謳い文句とは著しく乖離し、きわめて緊縮財政志向のものとなってしまっている。たとえば、2011年11月に欧州委員会が示した「年次成長サーベイ2012」では、その冒頭に「成長親和的な財政再建の追求」が掲げられ、「成長親和的」という形容詞はついているが加盟国に厳格な赤字削減を要求している。そしてドイツ主導で進めら

れた財政規律強化条約が2012年2月の欧州理事会で調印され、各国の財政赤字はGDPの0.5%を超えない旨を各国の憲法で規定し、これを逸脱した場合には自動修正メカニズムが作動するようにならなければならず、これに従った法制を導入しない国にはGDPの0.1%の制裁金を課すという仕組みが導入されることになった。

このように事態がドイツ主導で進められる背景には、経済危機に対してドイツ経済が極めて強靭な回復力を示し、ドイツ式のやり方に他の諸国が文句を言いにくいことがある。しかしながら、上記報告書でIGメタルのウルバン氏が述べるように、ドイツの「成功」をもたらしたのは、危機からの脱却のために政労使がその利益を譲り合うコーポラティズムであった。労働側は短時間労働スキーム（いわゆる緊急避難型ワークシェアリング）により雇用を維持するとともに、さまざまな既得権を放棄することで、ドイツ経済における労働コストの顕著な低下に貢献した。これにより、他の諸国と対照的に、ドイツの失業率はむしろ低下傾向を示した。

このドイツ型コーポラティズムの「成果」が、EUレベルでは緊縮財政を強要する権威主義的レジームを支えているというのが、現代ヨーロッパの最大の皮肉なのである。アングロサクソン型の市場原理主義が猛威を振るっているのではないのに、ドイツにおける協調的市場経済の「成功」が結果的に他国におけるその基盤となるべき雇用と社会的包摂への資源配分を削り取っていくというこのアイロニーは、あまりにも悲劇的であり喜劇的ですらある。■

《注》

- 1 <http://www.etui.org/Publications2/Books/A-triumph-of-failed-ideas-European-models-of-capitalism-in-the-crisis>
- 2 <http://www.nytimes.com/2010/12/20/opinion/20krugman.html>
- 3 濱口「EUの新成長戦略」（『生活経済政策』2010年4月号）

「軽い社会保障」と「軽い連帯」

—EUを多様化・断片化した社会として考える

網谷 龍介

津田塾大学学芸学部国際関係学科教授

はじめに

本稿の目的は、EUの社会労働政策を素材として、現在の先進国社会における社会的権利、より広くは「社会的なもの」を考える上での1つの視角を提示することである。現状のEUは国民国家ではなく、近い将来にそうなる見込みもない。EUからの「教訓」に懐疑的な立場をとるのは、もっともある。しかし、他の事例を参照することは、そもそも抽象化と知的操作を必要とする作業であり、国民国家同士であっても、こちらの政策をあちらに移転すればよいというものではない。ならば逆に、EUと国民国家の間であっても、一定の範囲の合意を引き出すことは、不可能ではないだろう。

そこで本稿は、EUの国際組織としての側面をあえて捨象し、ヨーロッパ社会空間における社会的なも

のの位置を探ることを試みる。そこでは、地理的な経済不均衡や、各国単位で運営される財政政策とヨーロッパ大の金融政策の矛盾といった側面が無視されることになる。その代償を払って光を当てようするのは、政策対象の多様化・複雑化と流動化という側面である。例えば労働者の移動自由は、労働者の職業移動の加速として読み替えることが可能である。一国規模の社会保障でカヴァーされない外国籍労働者の流入も、出生から死亡までを国境内で過ごす典型的なそれとは異なる生活履歴を持つ住民の存在と考えれば、通常の国民国家でも起きている現象である。

つまり本稿は、EUにおける社会政策の展開を、国民国家レベルの変容の一側面をデフォルメして取り出した、ある種の実験室として捉えられるという前提に立つ。そして生活履歴の多様化や労働力の流動化という問題状況と、司法による権利保護といった対応方法、そして社会保障の普遍化と希薄化、という三幅団が、先進工業国社会におけるある1つの典型的な構図を示している、という仮説を提示するものである。

あみや りょうすけ

1968年生。東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了。修士（法学）。専門分野はEU政治、ドイツを中心とする比較政治。東京大学法学院助手、神戸大学大学院法学研究科助教授・教授、明治学院大学国際学部准教授・教授を経て、2011年より現職。

著書に、『ヨーロッパのデモクラシー』（共編著、ナカニシヤ出版、2009年）、『国境を越える政策実験・EU』（共著、東京大学出版会、2008年）など。

1 社会権の二つの要素

「1919年のワيمアル憲法は、史上初めて社会権を盛り込んだ先進的な憲法であった」という物語は、中学校レベルから教科書に記載されてきた決まり文句である。では社会権とは何なのであろうか。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営

む権利を有する（日本国憲法25条）」という憲法規定を持つ国の住民としては、何か具体的な権利のカタログを想定するのではないだろうか。

ところが、ワイメール憲法の「社会権」とはそのようなものではない。社会権条項としてまず指摘される151条は、「経済生活の秩序は、すべての人に、人間の尊厳に適う生存を保障することを目的とする公正の原則に適合するものでなければならない」とする。文面から分るとおりこれは、個人に具体的な権利を与えるものではなく、政府の政策目的を定め介入を可能にした条項である。またこの章の掉尾は「労働者及び職員は、企業家と同様的に協同し、賃金・労働条件の規律と生産諸力の全経済的な発展に参画するものとする」とする165条によって飾られている。つまり、「基本権と基本的義務」と題する第2部にあるとはいえ、これら「社会権」条項は、基本的に国家の活動の方向付けとそれを導く労働者の意思決定への参加を基調としているのである。

日本の学説にそつてもう少し敷衍しよう。日本の社会保障法・社会権論は先述の憲法25条（生存権）を中心に展開された。そこでは、古典的自由権が国家からの自由を中心とすることとの対比で、国家に対して積極的給付を求める個人の権利として社会権が位置づけられた。この傾向に対し、憲法学の分野で早くから異論を唱えたのが、中村睦男である。中村はフランスの学説を紹介し、そこから『社会権』論は、『社会権』を『社会的デモクラシー』(démocratie social)と密接に結びついているとする。そして、通説的考え方を上からの「社会権」論として批判し、下からの「社会権」論を対置する。社会権を「労働者を中心とする利害関係者の集団的権利・自由」と「労働者を中心とする利害関係者の個人的権利・自由を保障するため、国家の積極的給付義務の存在」の2つの構成要素から捉えようとするのである。

ここから、社会権と呼ばれるものの中に、個人に対して国家が生活を保障する要素と、国家規模のルール形成や国家運営に労働組合が関与する要素という、異質なものが含まれていることは明らかだろう。

次節以降ではEUの実例に即し、この両要素の関係の変容を検討する。

2 新自由主義のトロイの木馬か 福祉再調整の仲介者か

ギリシャの債務危機に伴い、EU、特に経済連合同盟の抱える問題が指摘されてきた。その1つは、欧洲中央銀行（ECB）に一元化された金融政策と、各国に残された財政政策のミスマッチである。これに対応して、EU加盟27ヵ国のうち25ヵ国が、条約の「協力強化（enhanced cooperation）」規定を利用して、財政赤字を統制することに合意した。

しかし、金融政策が各国個別の経済状況をいわば「無視」してEU全体の水準に合わせて調節されるため、地域的にバブルや過度の引き締めをもたらすという状況が解決されたわけではない。これに加え、マネタリスト・バイアス、すなわちECBの政策目標が一方的に物価安定に向かっていることにも変化はない。

また、そもそも1980年代に実体経済の面でEUが市場統合を加速した際には、「相互承認」アプローチがとられたことが鍵となっていた。ある一国で適法に生産された物品であれば、他国がその流入を禁じることはできないとするものである。その結果、域内輸入品に対して規制をかけることはできず、規制緩和効果がもたらされた。

これらから、EUが新自由主義化を推進しているとする見方は少なくない。フランス国民戦線のマリーヌ・ル・ペンは、EUを「超リベラルなグローバル化のトロイの木馬」であると非難し、国境管理の回復とユーロからの離脱を主張する。オルタナティヴなグローバル化を求める運動ATTACの創設者の一人でもあり、『ル・モンド・ディプロマティーク』誌の編集長を務めたベルナール・カセンも、单一欧洲議定書（1986）以降の諸条約を「新自由主義をEUの指導原理に据えたもの」とし、フランス国民投票での憲法条約の否決を、「反ネオリベラルでヨーロッパ支持の民主的な『ノー』」と位置づける。より学術的には、ドイツの政治学者フリツ・シャルプが、障壁の除去による「消

極的統合」と共通ルールの作成による「積極的統合」を区別し、前者が進みやすい構造的な不均衡がEUにあることを、かねてから指摘している。

これに対し、アメリカとは異なる「ヨーロッパ社会モデル」の維持をEUは目指しているとするが、EUの自己認識であり、EUの政策形成に関与する研究者たちのスタンスでもある。オランダのアントン・ヘメレイクは、左右の国内政治家がEUをスケープゴートにしていると指摘し、1990年代の社会的協定のヨーロッパ大の広がりや、イタリア福祉国家の改革はEUの影響によるものであるとする。ここではEUが、脱工業社会の新しい社会リスクにも適応する「現在進行形の福祉の再調整（welfare recalibration）」の過程において鍵となる役割を果たしている」とされる。その再調整は、「市場に対抗する政治」ではなく「市場と共に政治」を、「社会的保護の視座」ではなく「社会的投資のアプローチ」を、目指すものであるという。

実際、拘束力のある政策に結実していないとはいっても、EUは様々な政策文書を通じて、「福祉の再調整」の方向性を示唆している。その1つは、社会的排除への対応であり、EU規模の最低所得制度の導入が議論されている。2000年代半ばから、欧州委員会は調査・検討を進めているが、欧州議会は決議を通じて再三、委員会に政策立案を求め、後押しを行っている。また、労働力移動の自由に対応する形で、労働者の職域年金の可搬性を拡大するEU指令の制定も試みられている。これは2000年代半ばに立法が試みられ、ドイツなどの反対もあって頓挫していたが、2012年中の再提案が予定されている。雇用可能性(employability)、フレキシキュリティ(flexicurity)といったEU社会政策のキーワードは、いずれも「福祉再調整」路線を表現したものである。

3 「司法化」とその帰結

その中でより大きな存在感を示すようになっているのが、欧州司法裁判所（ECJ: Court of Justice of the European Union）である。先に述べた「相互承認」

アプローチの採用に際しては、ECJの「ディジョンのカシス」判決が強力な推進要因となっていた。そして近年は、社会権にかかる領域でもその存在感は大きくなっている。

もっとも顕著な領域は差別禁止である。1976年のドゥフレーヌ事件では、各国の施行法のない状況で、条約上の男女同一賃金規定に基づいて、労働者に権利を発生させた。2001年のグルゼルチク事件においては、マーストリヒト条約において導入された連合市民権規定をテコに、ベルギー居住のフランス人に対して生活保護給付を認める判断を示した。これは、EUの関連法規における規定が、社会的扶助を平等待遇の対象外とすると読める明文規定を持っているだけに、画期的であった。

また、差別禁止に関する2つのEU法令（人種平等指令、一般雇用均等待遇指令）に基づいて、男女差別以外の領域でも画期的な判断が下されている。2009年のフェリン事件では、家具販売・据付会社の取締役が、顧客が忌避するとの理由でモロッコ人を雇用しないと発言し、ベルギー平等・反差別センターにより訴えられた。ここでは具体的な「被害者」がいないにもかかわらず、ECJは、直接的な被害者が訴訟を提起する場合に適用を限定するのであれば、社会的に包括的な労働市場のための条件を整備するという目的は達成されないと、これを差別に該当すると判示したのである。2008年のコールマン事件判決では、障害者の息子を持つ女性労働者に対する措置が、障害を理由とする差別であるとして、EU法違反であるとされている。

これに対し、ECJをネオリベラル化の尖兵とする議論も存在する。例えば上述のカッセンは、ECJを新自由主義の番犬であるとする。そのような議論が念頭におくものの1つは、公共サービスを危機にさらるものとして、フランスにおける憲法条約否決の引き金となった、サービス自由化問題である。

そしてもう1つが2007～8年に相次いで示された労働法に関する判決である。EUにおいては、原則として送り出し国の基準に従っていれば、EU全域で

の労働・サービス提供が認められる。ただし、労働者保護の核となる分野の最低基準については、受け入れ国のが適用される。この最低基準の設定が、労使協約に委ねられている場合が問題となった。ラヴァル事件は、ストックホルム市の公共事業を請け負ったラトヴィアの会社が、スウェーデンの労働協約の適用を拒否し、スウェーデンの労組がストライキを行った事案である。ヴァイキング事件は、フィンランドの船会社が、旅客船の船籍をエストニアに移し、同地の法律に基づいた労働協約を結ぼうとしたのに対し、フィンランドの船員組合と国際運輸労連がストライキを行った事案である。

ECJは、労働組合のストライキ権を基本権として認め、社会的ダンピングの防止を、サービス移動の自由の正当な制約事由として認めた。しかしその行使に際して目的との間で均衡が取れていなければならぬとし、いわゆる比例原則を用いて判断するよう加盟国裁判所に求め、労組の主張を直接認めるることはしなかった。またラヴァル事件では、最低基準の設定を労使の集団協約に委ねたスウェーデンの規定を不適切であるとした。これらの判決を通じて、最低労働条件確定の際に、立法以外の手段として労使にこれを任せてしまうことや、労組が使用者に圧力をかけることが否定された。

一方では、各国内法において周辺的な地位にある人々に権利の拡張を行い、他方では既存の労働法上の権利を縮減するような判断を示すECJの役割について、評価は分かれている。シャルプは、上述の判決が出された後、「唯一の道はECJの判決に従わないことである」などとインタビューで発言し、ECJの介入が「司法的規制緩和 (judicial deregulation)」をもたらしていると指摘する。これに対して、アメリカにおけるヨーロッパ政治研究の重鎮であるタローとカポラソは、ECJが市場の新たな社会的埋め込みを行う可能性に注目する。ECJがヨーロッパ統合と各国の社会政策の間の妥協を作り出す主体となりつつあるとするのである。

この2つの見解は、第1節の議論を念頭におけ

ば、統一的に理解することができる。すなわちECJは、反差別政策を推進する判決を通じて個人の社会的権利を護る一方、「利害関係者の集団的権利」については、移動の自由との関係で消極的な判断を下しているのである。物価や生活水準の差を利用して旧東欧の加盟国民が仕事や収入を手にするのは、見方によってはある種の再分配である。EU規模の最低限保障を考えたときに、加盟国間の再分配メカニズムが構築されていない以上、参入規制として機能する各国社会秩序にECJが消極的な姿勢をとるもの、理由のないことではない。また、ヨーロッパの多くの国で、労組加盟率が急激に低下する中で、歴史的経緯以外に、労組が秩序形成において事実上の特権を保持することを正統化する理由があるだろうか。

もちろん、中村が正当にも社会権と社会的デモクラシーの結びつきを抉出しているように、この2つの側面のリンクにこそ、各国において構築された「社会的なもの」の核がある。それゆえ、仮にEUの政策やECJの判示がEU規模の福祉再調整の一環であったとしても、否定的な反応が前面に出ざるを得ないのである。

おわりに

冒頭で示した視角に沿って、議論をまとめよう。第2節で示したように、現在のEUにおける社会政策の方向性は、1980年代までに構築された各国の社会保障システムから見るならば、リベラルなものであり、市場との適合性に重点をおいている。しかし、「再調整」論者が指摘するとおり、それは新しい社会的リスクや生活履歴の多様化に対応する変化でもあり、EUに限られる問題ではない。その中で、EUにおいては司法部の占める役割が拡大してきている。司法部の役割の重要性は、アメリカ政治においてかねてから指摘されていたことだが、現在は他の国においても「司法政治 (judicial politics)」に注目が集まっている。

では、社会権をめぐる状況変化の中で、司法部の占

める重要性が増したときに何が起こるのだろうか。第3節で紹介したEUの事例が示唆するのは、社会権のうちの「個人の権利」の側面に関して権利拡張的な効果が生じる一方、労働組合のルール形成や国家運営への参画という側面について権利縮減的な作用が生み出される可能性である。

このような動向は、以下の点で国民国家レヴェルの動向にも示唆を与えると考えられる。第1に、司法部による問題解決に、「個人」の権利の擁護はなじみやすい。第2に、貧困や社会的排除を主な政策課題とし、それに対応する最低限の権利を共通に付与するという、EUにみられるアプローチは、ライフスタイルの多様化とは適合的である。そして第3に、これまで各国レヴェルで、特定の制度や慣行が場合によっては個別的権利よりも優先されたのは、生活履歴や社会集団の役割に関して定型が存在していたからであり、それが現在は揺らいでいると考えられる。これらの点において、「特殊な」EUの動向の中に、普遍性のある変化を見出しうるのではないかだろうか。

さらに推論を進めれば、以下のような可能性を想定できる。国民国家において、個人の「社会保障」の権利と集団としての「連帯」とが、社会権という枠の中に同居したのは、「国民」であれ「階級」であれ、想像上、同質の集団が存在していたからである。ライフコースが多様化し、個人の選択が重視されるようになったとき、その同質性は失われる。その上で、「多様な個人の連帯」を語るのは、運動の、ないし理論の構想としては魅力があるかもしれないが、共有する属性が少ない人々が共有できる目標は、普遍的ではあるがより希薄な最低限社会保障となるのではないか。またそこで目標を実現する直接の担い手は、中間集団ではなく、包括的領域共同体である国家ではないか。それは、国民国家が保障してきた「就労時の生活水準の保障」に比べれば、薄い保障である。そして、中村が「下からの社会権」という言葉で表現した集団による秩序形成との間には、大きな距離が開く。その意味でそれは薄い連帯であろう。

移民と市民権の関係を論じるクリスチャン・ジョブ

ケは、「シティズンシップ・ライト（軽い市民権）」というキーワードで、市民権が「国民」から乖離し、道具的な考慮から付与されるようになっている傾向を表現し、その例としてEUを挙げている。その表現を借りるならば、「シティズンシップ・ライト」の時代に対応するのは、「ソーシャル・セキュリティ・ライト」と「ソリダリティ・ライト」なのかもしれない。それが「社会権」「社会的なもの」として認知されるかどうかは、また別の問題である。■

《参考文献》

- 市野川容孝『社会』岩波書店、2006年。
小川有美「ヨーロッパ化する労働運動——EUと『社会モデル』のゆくえ」新川敏光編『労働と福祉国家の可能性』ミネルヴァ書房、2009年、268-283頁。
中村民雄「EU法による法主体の多元化：『国民』の社会保障と『EUの市民』の自由と平等」『北大法学論集』第58卷第3号、2007年、307-334頁。
中村睦男『社会権法理の形成』有斐閣、1973年。
宮本太郎編『社会保障——セキュリティの構造転換へ』岩波書店、2010年。
ロザンヴァロン、ビエール（上垣徹訳）『連帶の新たなる哲学——福祉国家再考』勁草書房、2006年。
Caporaso, James A., and Sidney Tarrow. "Polanyi in Brussels: Supranational Institutions and the Transnational Embedding of Markets," *International Organizations*, Vol. 63, No. 4, 2009, pp. 593-620.
Cassen, Bernard, "ATTAC Against the Treaty," *New Left Review*, No. 33, 2005, pp. 27-33.
Hemerijck, Anton. "Recalibrating Europe's Semi-sovereign Welfare States," *Discussion Paper of Wissenschaftszentrum Berlin für Sozialforschung*, SP I 2006-103, 2006.
Joppke, Christian. "The Inevitable Lightening of Citizenship," *European Journal of Sociology*, Vol. 51, Issue 1, 2010, pp. 9-32.
"Marine Le Pen: The Face of French Euroscepticism," *guardian.co.uk*, 26 January 2012.
Scharpf, Fritz W. *Community and Autonomy: Institutions, Policies and Legitimacy in Multilevel Europe*. Frankfurt a. M.: Campus, 2010.

もう一つの「スペイン・モデル」？

—南欧の社会的民主主義

武藤 祥

東海大学政治経済学部専任講師

2011年11月の選挙で、スペイン社会労働党(PSOE)は7年ぶりに下野し、ラホーイ率いる人民党(PP)が政権に返り咲いた。PSOEのサバテロ政権は世界金融危機以降の急激な経済状況の悪化、さらに1980年代以来の伝統的問題でもある失業問題に首尾よく対処できなかった。サバテロは総選挙への不出馬を表明し、PSOEは首相候補にルバルカバ内相を立てたものの、同党の敗北は事前に十分予想されていた。畢竟、全350議席中、PPは32議席増の186議席を獲得し、PSOEは59議席減の110議席という惨敗を喫した。

偶然の勝利、必然の敗北？

7年半にわたりスペインを率いてきたサバテロが、どのような経緯で政権に就いたか、記憶している読者

むとう しょう

1978年生。東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学。修士(法学)。専門分野はスペイン政治史。立教大学法学部助教を経て現職。著書(論文)に、「フランコ体制の形成、『安全』と『正統性』をめぐって、1939-1947」(『国家学会雑誌』第116巻第3・4号、2003年)、「『暫定性』と『持続力』—権威主義体制の動態分析に関する—試論—」(『国際政治』第144号、2006年)、「1950年代におけるフランコ体制の岐路—経済成長路線の政治的起源」(『立教法学』第76号、2009年)など。

も少なくないと思う。2004年3月11日(スペイン人にとっても極めて記憶に残る日付である)、マドリードで起きた列車爆破テロは200人近い犠牲者を出した。アメリカと同調し、イラク戦争へ積極的に派兵したPPのアスナール政権は、テロがアルカイダ系組織による報復テロであることをひた隠しにして、国内バスク地方の分離・独立を目指す「バスク祖国と自由(ETA)」の犯行とした。ところが投票日直前に、アルカイダ系組織の犯行を示すテープの存在とともに、政府による情報隠蔽が明らかになる。

テロ以前の選挙情勢はPP有利と報じられていたが、この事実によって一気に追い風を受けたPSOEは、地滑り的勝利を収めた。当時PSOEの勝利に対して、「民主主義の勝利」と賞賛する論調が少なからず存在した。折しも対テロ戦争の有効性が疑問視されつつあった中、これに加担したばかりか、情報を隠蔽したPP政権に対し、民意の鉄槌が下ったという論理である(もっとも、実際の情勢はさほどPPに有利ではなかったという分析もある)。

ともあれ、こうして非常な高揚感の中成立したサバテロ政権は、最大の公約であったイラクからの撤兵を即座に実現した以外にも、大胆な政策を打ち出した(同性婚を認める法律、不法移民の正規化推進策など)。中でも最も大きな論争を巻き起こしたのは、2007年10月のいわゆる「歴史の記憶法」である。スペイン内戦(1936-39年)、フランコ独裁(1939-75年)下で、迫害・虐殺された人々の権利を回復し、

独裁を非難するという主旨の同法は、スペイン人にとって長らくタブーとされてきた問題に対し、正面から挑んだものであった。この法律と前後して、スペイン各地で独裁下での虐殺の真相を解明しようと、遺骨の発掘作業などが進められたが、特に閉鎖的な農村社会では保守派の強い反発を招くこととなった。

民主化以降のスペインでは、PPとPSOEによる二大政党制に近いシステムが形成されてきた。そこでは多数決型のシステムでありながらも、できるだけ幅広い合意調達を重視する、「合意の政治」が実践されてきた。他方2000年代以降、両党とその支持者との関係はより対立的なものになってきたという指摘もある。第二期アスナール政権（2000–04年）の下で、国家と宗教との関係、バスク地方のテロ組織ETA（バスク祖国と自由）への姿勢など、きわめてデリケートな問題が政治的議論の俎上に乗せられたことはその表れである。

筆者自身は、それまで「腫れ物に触る」ような扱いを受けていた歴史問題が、国会を始め公の場で堂々と議論されるようになったこと自体、スペインの民主主義が成熟したことの証左と考えている。しかし同時にこの問題が文字通り国を二分し、激しい政治的論争・対立を生んだことも紛れもない事実であり、その意味では「歴史の記憶法」問題もこうした文脈の中に位置づけることも可能であろう。

だが同時に、サパテロ政権下のスペインは経済の亂高下を経験した。2006–07年の空前の好景気は、住宅・建設バブルによる、実体を伴わないものであった。2008年の世界金融危機とともに、スペイン経済の脆さは露呈し、2006年に約4%、2007年に3%であった経済成長率は、2008年には一気にマイナス3.7%へと急落した。第二期サパテロ政権（2008–11年）には緊縮財政案や労働市場の部分的改革（定年の引き上げ、公務員賃金の5%削減など）を打ち出したものの、2010年9月29日にはこれに反対するゼネストが起こり、政権は袋小路に陥っていった。華々しく登場し、大胆な施策を行ってきたサパテロ政権もまた、1980年代から続く構造的問

題であり、歴代政権が超えられなかつた失業問題により退場を迫られた。

「容易な解雇」による雇用の創出

直近のデータ（2012年2月）でも、スペインの失業率は約23%と、EU平均を大きく上回る。とりわけ若年層の失業率は40%を大きく超えるという異常事態が久しく続いている。ラホーイ率いる新政権が、何よりもこの問題への対処を求められたのは必然であった。こうして2月10日に打ち出されたのが、労働市場改革案である。

改革案の骨子のうち最も重要なものは、正規労働者を解雇する際のコスト削減である。すなわち、これまで勤続期間1年につき年間給与の45日分を最大42カ月分、退職手当として支給することが義務付けられていたが、これを33日分、最大で24カ月に引き下げると定められた。

また、業績が悪化している企業（具体的には9カ月連続で売り上げ・収益が減少している企業）が従業員を集団解雇する際に、従来は必要であった雇用省もししくは自治州委員会の認可が不要になった。さらに、契約初年度における解雇を容易化し、試用期間も拡大するという措置も採られた。

一連の改革案をラホーイ政権は次のように正当化する。すなわち、従来の高すぎる解雇コストを引き下げ、企業が正規労働者を雇うハードルを低くすることが、結局は正規雇用の増大につながるのだ、と。PP政権のバニエス雇用相は、この措置が労働者の地位を定めた「労働者憲章」の制定（1980年）以来の大改革であると自画自賛している。

確かに、従来のスペインの労働市場が極めて硬直的であったことは疑い得ない。退職手当の水準はEU内で最高であり、会社都合による正規労働者の解雇は不可能ではないにせよ極めて困難であった。当然このことは、労働市場への新規参入の障壁を大きく高め、比較的高齢の正規労働者と、若年層を中心とした非正規労働者との二極化をもたらすことと

なった(労働市場の「二重構造」)。解雇のしにくさによって、企業が正規労働者の雇用に二の足を踏むという意味では、ラホーイ政権の指摘は一面では当たっている。だが、彼らの打ち出した労働市場改革案が、以下の懸案である若年層の雇用を促進するどころか、むしろ二極化をさらに強化・定着させかねないものであることは明らかであろう。PP政権の論理は「解雇しやすくすることで雇用を増やす」という、矛盾に満ちたものである。

改革案にもかかわらず、3月2日に発表された政府の予測では、2012年も失業率は改善されず、24.3%にまで上昇するという結果が出た(2010年は20.1%、2011年は21.6%)。最悪の場合、新たに63万人の失業者が生まれるという。ラホーイ政権はまた、EUに対して2012年の財政赤字を4.4%にすると確約していたが、その数値を5.8%へと下方修正せざるを得なくなつた。国内に対しても国外に対しても公約を見直さざるを得なかつたラホーイ政権は、発足早々茨の道に足を踏み入れている。

他方PSOEも、こうした状況に対し有効な対案を示しているとはいえない。公共支出の削減はすでにサパテロ政権時に行われ、昨年には財政均衡が憲法上の目標に盛り込まれることになった。しかし、下野後のPSOEは「厳密な財政均衡と支出調整は経済成長を阻害する」という、純理的な立場を繰り返すのみである。新書記長ルバルカバ前内相は、「財政支出の切り詰めが危機から脱する唯一の方法ではなく、大企業への課税強化などによる収入の増加を政府に求めしていく」としつつも、ラホーイ政権の財政目標修正を「合理的」と評価せざるを得ないのが現状である。

労働市場改革に対する世論 ——明確な敵意と曖昧な確信

3月4日の日刊紙『エル・ペイス(El País)』に掲載された世論調査で、興味深い結果が示された。二大政党の支持率はPPが46.3%、PSOEが24.4%とほぼ2倍の差がついている。政権交代をもたらしたサパテロ前首相・PSOEへの失望感は依然として大

きく残っている。ところが、現首相ラホーイの施策に関する評価は、「評価しない」が51%と、「評価する」の35%を上回っている(PSOEのルバルカバ書記長に関する評価もほぼ同値)。

スペイン政治の現状に対する評価は、「悪い／非常に悪い」が72%を占める。PSOE支持者は87%がこのように回答したが、与党PPの支持者でも45%が否定的評価をしている(PP支持者で、肯定的に評価した人は35%)。

懸案の労働市場改革を「評価する」と回答した人は、PP支持者で59%、PSOE支持者で91%となつた。ところが、「改革によって雇用が創出されるか」との問い合わせに対しては、PSOE支持者の94%が「ほとんど／全く(生まれない)」と回答した一方、PP支持者の間では「多く・相応に(生まれる)」と回答した人が42%、「ほとんど／全く」が45%であった。

また、今般の改革が対外的な圧力によるものと回答した人は、PP支持者の47%、PSOE支持者の64%であり、「外圧に屈した政府」というイメージが、上述のラホーイ政権への否定的評価の一因ともなつてていると思われる。ちなみに筆者の知人も、この労働市場改革は「(ブリュッセルではなく)ベルリンの意図に沿うものだ」と評していた。

二大労働組合(UGT、CCOO)が計画している改革反対のゼネストに対しては、「現時点ではゼネストは何の効果もない、あるいは経済状況のさらなる悪化をもたらす」と回答した人が、PP支持者では90%、PSOE支持者でも45%に上る。「政府に改革案を改めさせる(あるいは緩和させる)ためにゼネストは正当化される」と回答したPSOE支持者は50%と、「古典的手法」であるストライキの有効性をめぐって、左派の人々の認識も分裂している。労組はラホーイ政権が改革を見直さない限り、3月29日に民主化以降7度目となるゼネストを呼びかける方針である。

これらの結果からは、反対政党の施策・方針には強固に反対するものの、支持政党の施策・方針の有効性に関しては確信を抱けないという、現在のスペイン国民の姿が浮かび上がってこないだろうか。

「合意の政治」の再構築

2月29日、スペインの各都市で、大学生たちが大規模なデモを起こしたというニュースが飛び込んできた。バルセロナでは一部の学生が暴徒化し、警官隊と衝突、負傷者や逮捕者も出る事態となった。彼らは「反システム・反資本主義」を叫び、街頭の占拠を主張した。ラホーイ政権はこの動きを、「PSOEにより扇動されたもので、社会対立の雰囲気を生み出している」と非難している。また、労働組合が3月11日に労働市場改革に反対する大規模なデモを計画していることに対しても、テロが起きた日に党派的な色彩を持つデモを行うことは、「犠牲者遺族に対し無神経である」と強く批判している。

だが、「叛乱」が（短期間に収束したとはいえ）多くの大学に飛び火したこと、そして3月11日のデモに対してテロの犠牲者遺族団体が理解を示していることを見ても、スペイン社会の至る所に「代案なき不満（失望）」が蔓延し、それぞれが結合していることがわかる。現政権のみならずPSOEも、今のところこうした不満を汲み取っていない。そして問題が一国のみならず「ヨーロッパ化」している中、主要政党が採りうる政策がかなり限定されるという隘路から、スペインも容易に抜け出せそうにない。国際政治経済に規定される国内政治と生活社会との乖離は広がる一方、人々は旧来型の直接行動に不満の捌け口を求めるこしかできないようにも見える。

上に述べた世論調査で、スペイン経済の現状に関して「悪い／非常に悪い」と回答した人は96%と圧倒的多数を占める。しかし、「あなたと家族の経済状況は？」という質問に関しては、「良い／非常に良い」が37%、「普通」が29%、「悪い／非常に悪い」が34%と、ほぼ拮抗している。このギャップから我々は何を読みとることができるだろうか。現状の問題を認識しながらも「対岸の火事」を決め込む樂天さか、それとも実際の生活社会においては、数字ほど窮状は感じられていないのか。 .

3月8日に発表された、社会学研究所（CIS）実施の世論調査においても、現在のスペインで最も深刻な問題は「失業」「経済問題」という回答が多く（それぞれ84%、52%）、「政治階級・政党」と回答した人は19%余りであった（回答は3つまで）。あくまでも相対的な問題だが、政治アクターに対する完全な諦念・絶望にまでは至っていないという好意的な見方もできよう。だが政党・政治家が上述のギャップの上に胡坐をかき、デモや人々の不満を党派的対立の枠内に還元することは、いずれ政治への絶望、非建設的な「対立の政治」を生み出し、結局は「社会的民主主義」の自滅をもたらすことになろう。

以前筆者のスペインの友人が、「スペインはヨーロッパの他の国とはいっても異なる政治的傾向を歩んでいる」という、印象深い話をしてくれたことがある。なるほど、1980年代に新自由主義が席巻した際、スペインではPSOEのゴンサレスが長期政権（1982—96年）を誇っていたし、ブレアとシェレーダーを盟主とする社会民主主義が主流だった時代は、アスナール率いるPPが政権の座にあった。

スペインの民主主義の再スタートが1975年である以上、ヨーロッパの主流との間に差異が生まれたのも故なきことではない。だが現在、政治的にも経済的にも「普通の国」となったスペインは、他国と同様「厚い社会」を護れるか否かの瀬戸際にある。日本以上に少子高齢化の進むスペインで、いわゆる南欧型福祉国家の維持は容易ではない。何らかの「改革」は不可避であるが、そこには特定政党・政権だけでなく、政治全体の説明責任が求められる。

フランコ没後のスペインは、主要政治勢力の協調・合意に基づくスムーズな民主化を実現し、「第三の波」のさきがけとなった（「スペイン・モデル」）。今般の危機に対し、「合意の政治」に基づく何らかの有効な処方箋——いわばもう一つの「スペイン・モデル」——を提示できれば、スペインは初めてヨーロッパ政治のさきがけとなる。 ■

緑の社会というオルタナティブ ——新自由主義でも社会民主主義でもなく

畠山 敏夫

佐賀大学経済学部教授

「ゼロ成長社会」？

経済学者の浜矩子氏が橋本俊詔氏との対談のなかで、次のような指摘をしている¹。現在の日本人がもっている自画像は過去に引っ張られたもので、実態に合った正確なものではない。経済は成長しているが豊かではない国という過去の社会的自画像が現在でも支配している。だが、現実の日本はストックの面では豊かであるが成長力が低下している国であり、ある意味では非常に成熟度の高い大人の経済になっているといえる。そうだとしたら、成長もしないが衰退もしない「ゼロ成長」ではだめなのか、と浜氏は問い合わせている。

これまで、近代社会では「成長」の神話が広く浸透し、経済成長が自明視されて、物質的生活の充実が「幸福」をもたらすと信じられてきた。そして現在でも、先進社会は「豊かな」経済と社会を死守するため

に、グローバル規模での激しい競争に勝ち抜くことに躍起となっている。日本でも、そのような脅迫観念はすべての政治勢力を捉えている。2008年の衆議院選挙で民主党が大勝して政権交代が起こり、民主党を中心とした政権が発足した。子ども手当や高校授業料無料化など、自民党とは一味違った政策的スタンスをもつ政権が誕生したかに思われた。そのとき、新政権に投げかけられたのが「成長戦略がない」という批判であった。民主党政権は海外への原発輸出を含む成長戦略を急遽作成して発表した。

1973年の石油危機を契機として第2次大戦後の高度経済成長の時代は終焉するが、その後も左右のイデオロギー的違いを超えて各政党は、景気回復と経済成長による「豊かな生活」の継続を国民に約束しつづけてきた。「福祉国家」の行き詰まりを受けて登場したサッチャー政権に代表される新保守主義政権は、「小さな政府」に向けた新自由主義的改革によって新たな成長が可能であると説いた。そして、新保守主義改革の弊害が表面化すると、市場経済の行きすぎを矯正することを目指す新しい社会民主主義が各国で政権についたが、その政策は新自由主義と遜色がなかった。結局、左右の間で政権交代が繰り返されたが、格差や雇用の問題は大きく改善することなく、政治への不満と不信が高まりつづけている。そこから、先進社会ではポピュリズムに有利な政治環境が整いつつある。

資源と環境の制約に直面し、持続可能な経済社

はたやま としお

1953年生。大阪市立大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学。法学博士。専門分野はフランス政治論。佐賀大学教養部講師などを経て、現職。

著書に、『現代フランスの新しい右翼——ルペンの見果てぬ夢』(法律文化社)、『フランス緑の党とニュー・ポリティクス——近代社会を超えて緑の社会へ』(吉田書店)など。

会への転換という課題も突きつけられている現在、経済成長と便利で豊かな生活の継続を前提にした処方箋が果たして実現可能であり、また、望ましいものだろうか。新しい発想と考え方に立ったオルタナティブな処方箋が必要ではないのだろうか。本稿では、そのような21世紀の新しい政治課題に応える政治プロジェクトについて考えてみたい。

既成の政治的プロジェクトの失効？

イデオロギー的には左翼と保守は対立してきたが、両者とも近代の価値観や社会観を共有してきた。とともに無限の欲望を前提として経済開発と成長を追求してきた。野党時代にラディカルな政権批判を展開していた左翼政党も与党になるや、景気回復と経済成長に血道をあげ、国民の物質主義的生活の安定や向上の期待に応えることに尽力してきた。

例えば、それはフランスの左翼政党（社会党、共産党）の軌跡が見事に示している。フランス社会党は野党時代に「自らの力で社会主義」という新しいタイプの社会主義像を打ち出し、国民の自由や自主性に立脚する魅力的な社会像を提示してきた。だが、1981年にF・ミッテランが率いる左翼連合政権が勝利すると、新政権は「自らの力で社会主義」の言葉をかなぐり捨て、一氣呵成に改革を推進した。

「左翼ケインズ主義」と呼ばれる改革の主目的は購買力の強化にあったが、その結果は惨憺たるものであった。確かに購買力は回復したが、それが競争力の弱い自国製品ではなく外国製品に向かうことで改革は行き詰ってしまった。すなわち、政府財政の悪化、貿易収支の赤字、フラン価値の低下、失業の増加といった惨憺たる結果を招き、1983年には改革路線の「休止」が宣言された。翌年には若きテクノクラートのL・ファビウスが首相に就任して、左翼政権は新自由主義の方向へと大きく舵を切ることになる。「資本主義との訣別」を掲げてきた社会党は、フランス産業の「近代化」による国際競争力の強化や民営化を通じた「資本主義の強化」に取り組むこ

とになった。

他方、国家の役割を重視してきたドゴール主義的保守も新自由主義へと傾斜していく、規制緩和や民営化といった市場を重視した改革に取り組んできた。だが、保守政権も目覚ましい景気回復や雇用創出の成果をあげられなかつた。2007年に大統領選挙で「より多く働き、より多く稼ぐ」という新自由主義色の強い改革を掲げて登場したサルコジ政権が、そのことを象徴的に示している。サルコジ政権は経済不況と財政悪化、失業の増加といった課題に有効に対応できないことで、その人気は急速に低下していった。

サルコジ人気の低迷によって、2012年の大統領選挙は社会党候補F・オランドに有利に展開している。だが、左翼側が大統領選挙と国民議会選挙の両方を制したとしても、それで状況が好転するとは思えない。新しい左翼政権は何らかの社会政策を実施して社会的格差や貧困の緩和を図るかもしれない。環境に配慮したいくつかの政策も実施するだろう。だが、フランスやEUの財政・経済状況的を考えれば画期的な改革に乗り出せるかは疑問である。国民にとって、保守から左翼へと政権は変われども生活や労働の現実は変わらないという見慣れた光景に終わる可能性は大である。

20世紀型の「豊かな」社会と経済を維持することを約束する新自由主義と社会民主主義という2つのプロジェクトに代わって現状の行き詰まりを開拓する新たな処方箋は存在しないのだろうか。そこで急速に浮上してきた有力な打開策に期待が集まっている。

「グリーン資本主義」という処方箋

リーマン・ショックによって新自由主義的グローバル化への批判は強まり、「ウォールストリートを占拠せよ」と銘打った運動が象徴的に示しているように、経済社会のあり方を転換することを求める声は高まっている。日本でも、2011年3月11日に発生した東日本大震災と福島第一原発事故を契機に、これまでの経済社会のあり方や経済成長をめぐって議論が交わ

されている。手放しの楽観的な経済成長論はさすがに影をひそめているが、中国やインドなどのアジア市場への期待と並んで、再生可能エネルギーや環境親和的な産業の育成によって経済の行き詰まりを突破することが期待されている。「グリーン資本主義」に向かうことで「グリーンな成長」は可能であり、新たな産業や雇用が創出されることが喧伝されている。

資本主義を環境親和的方向に転換することを説いている代表的な論者として金子勝と佐和隆光の両氏をあげることができる。金子勝氏は『「脱原発」成長論』の中で、現在の危機は世界金融・エネルギー・地球温暖化の3つの危機が重なり合ったもので、それは、石油を中心とした化石燃料を基盤として形成されてきた米国を中心とした戦後レジームの行き詰まりを意味するものと規定している。そのような危機を克服するために21世紀型経済=公共的な資本主義への転換が必要であり、そのためには環境エネルギー革命を通じて中央集権メインフレーム型経済から地域分散ネットワーク型経済に転換することが説かれている。金子氏にとって現状打開の鍵は、再生可能エネルギーへの転換を契機とするイノベーションと新たな成長軌道の創出にある²。

他方、佐和隆光氏は『グリーン資本主義—グローバル「危機」克服の条件』の中で「環境制約を打ち破ることが技術革新（イノベーション）の標的となり、こうした技術革新が経済成長を牽引する」と主張している。彼は、地球環境問題を重視しながらも経済成長が必要であることを認め、個人の消費支出や民間企業の設備投資、公共投資などの内需を喚起することや正規雇用を創出すること併せて、環境投資によって新たな産業と雇用を創出する「グリーン・ニューディール」を提唱している³。

そのような考え方には「エコロジー的近代化」と性格づけることができるが⁴、それは資源や環境の制約に配慮しながら新たな経済成長の可能性を開くこと、技術革新や制度改革と経済成長を結びつけることを特徴としている。結局、それは現在の経済社会のあり方を前提としていて、最先端の科学技術や制度的

なバックアップがあれば現在の経済社会モデルを基本的に維持できるという発想に立っている。経済界にとどまることでこれまで通り大量の製品を市場に供給することで利益をあげることができるし、個人にとどまることでこれまで通り消費を楽しみ便利な生活を享受できることから、そのような処方箋は先進国の政府や企業、そして、多くの国民に支持されている。

確かに、資本主義を「緑化」することで「グリーンジョブ」が創出され、環境に「やさしい」経済成長が可能かもしれない。だが、そのような方法で果たしてエネルギーと資源の浪費に歯止めがかかり、環境問題は大幅な改善に向かうのだろうか⁵。そして、世界の資源とエネルギーの不公正な配分や、国内の社会的格差や貧困の問題は是正されるのだろうか。経済の脱成長に適応する方向に人々の価値観や発想、消費生活を含むライフスタイルを変え、社会の再分配のあり方も転換することなしに、本当に持続可能な社会は築けるのかは疑問である。経済成長を前提としたオルタナティブな処方箋はないのだろうか。

緑の社会というオルタナティブ

持続可能な社会を語ることはユートピアを夢見ることではない。私たちは、現在の経済と社会のあり方を前提に、オルタナティブな社会へのプロセスを構想しなければならない。魔法の杖の一振りで理想の社会が実現するわけではないからである。といって、過剰にカロリーを摂取しながらダイエットに励むような転倒した生活が象徴しているような現行の経済社会モデルを維持するわけにもいかない。だからこそ、「エコロジー的近代化」の処方箋を有効に利用して「グリーン・エコノミー」への転換を実現しつつ、並行して脱成長を前提とした緑の社会を準備していく必要がある。

そのような発想と処方箋は、実は前世紀の後半から政治の場に持ち込まれている。緑の党（正確には「緑の人々」）という名称を冠したエコロジー政党が1970年代から先進社会を中心に相次いで結成され、地方

や国政の議会に進出し、フランスやドイツ、イタリアなどでは政権参加も果たしている。そして、現在、欧州議会では第4番目の議席数を擁する会派に成長している⁶。

エコロジー政党は、その本質において既成政党とは全く異なった発想と考え方を提示しているという意味で新しい政治を体現している。その新しさは、彼／彼らが持続可能な緑の社会というオルタナティブを提示している点にある。

例えば、フランスで2009年の欧州議会選挙に向けてエコロジストの結集として結成された「ヨーロッパ・エコロジー」の「エコロジー社会のためのマニフェスト」に、その社会経済モデルの輪郭が描かれている。そこには、過剰から制約の意識化と節度へ／商品化のメカニズムや利潤と浪費の追求からエコシステムの持続性と社会的必要性に沿った規制へ／自然に対する支配の衝動から生物多様性を保全する生物と自然バランスの聖域化へ／無限の成長というドグマから過剰の縮減へ／エネルギーと原料の浪費から修理、リサイクル、再利用へ／生産力主義的な放漫経営と雇用の縮小から工業と農業の再転換と地域分散化へ／国内総生産の絶対視から幸福感と平等、解放の指標化へ／地球大の自由貿易から地域内の流通の短縮化へ／競争原理からフェアトレードと相互主義化へ／働きすぎから労働時間の短縮とワークシェアへ／労働価値の神聖視から基本財の無料化と自由時間と自立の重視へ／社会的最低給付の制限から個人に対する無条件で普遍的な所得保障へ／科学技術と核に依存した前方への逃避からエネルギーの節約と再生可能エネルギー、統制可能で分権化された解決法へ／都市の拡大から社会関係を活性化した新しい都市へ／単なる抑圧的方法から予防の体系的な努力へ／見境のない負債への依存から慎重な借り入れへ／金銭と貯蓄の優先から再分配と分かち合いへ／といった転換が説かれている。

経済成長と物質主義を抜け出せない既成政党に対して、エコロジー政党だけがオルタナティブな経済

社会のビジョンを掲げている。そして、そのビジョンを実現する方法として、市民社会レベルでの個人の意識や価値観の転換と社会運動の活性化、民主主義の実質化（熟議や直接的政治参加）を重視すると同時に、政治の場を通じて具体的な制度改革を進めようとしている。1968年5月の運動から生まれ、新しい社会運動を基盤として誕生したエコロジー政党は、市民社会からの変革のイニシアティブを重視しつつ、制度圏で現実主義的な改革を重ねることで緑の社会に接近しようとしている。

「緑の資本主義」を超えて「緑の社会」へ

「経済のエコロジー化」による「緑の経済成長」を可能にするような「緑の資本主義」の处方箋は、それだけではユートピアにすぎない。もちろん、「緑の資本主義」に向かうことには全く異議はない。ただ、「緑の社会」への変革を伴わない限り資源や環境の制約は根本的には解決できないし、持続可能で公正な経済社会を築くこともできないだろう。深刻な環境破壊と大量の資源浪費、コミュニティや人間関係の破壊、種の多様性の劣化などの多くの代償を払い、そして、何よりもフクシマの惨事を経験することで、ようやく私たちは近代社会を超える入り口にたどり着いている。物質主義的価値観やライフスタイル、生産（経済）優先主義的発想に貫かれた経済社会モデルを克服することを訴える思想と運動が現実政治で活躍する地点まで、21世紀の私たちはたどり着いている。フクシマの経験が国民意識を大きく変えたとしたら、日本でも新しい政治の時代が始まるはずである。■

《注》

- 1 橋木俊詔・浜矩子（2011）『成熟日本、経済成長はいらない—それでも豊かになれる新しい生き方』朝日新聞出版。
- 2 金子勝（2011）『脱原発成長論』筑摩書房。
- 3 佐和隆光（2009）『グリーン資本主義—グローバル「危機」克服の条件』岩波書店。
- 4 丸山正次（2010）『ニュー・ポリティクスの理論か

ら自省的近代の政治理論へ』丸山仁・賀来健輔編著『政治変容のパースペクティブ』ミネルヴァ書房、32-36頁。

- 5 「環境への負荷の減少」につながる論理的可能性は存在するが、「環境効率の向上」の成果を経済成長(=生産量の増大)の効果が相殺してしまうと、結果として環境への負荷は減らないことになる。そして、これまでの経験では環境への負荷は増え続けている[丸山仁(2010)、188-189頁]。「エコ

ロジー的近代化」は、量的経済成長ではなく生活の質的成長を優先する社会への移行と組み合わせてこそ、有効性を発揮するだろう。

- 6 エコロジー政党については デレク・ウォール(白井和宏訳)(2012)『緑の政治ガイドブック』筑摩書房、畠山敏夫(2012)『フランス緑の党とニュー・ポリティクスー近代社会を超えて緑の社会へ』吉田書店を参照されたい。
- 7 <http://www.europe-ecologie.fr/>.



社会民主主義がなすべきこと ——「埋め込まれた金融資本」を

小川 正浩

グローバル社会民主主義研究会

ドイツの社会学者で政治家だったダーレンドルフが1970年代末に論じた社会民主主義の終焉論は、社会民主主義が目標としてきた福祉国家、機会の平等、民主主義制度、文化的合理性らが欧州先進国ではほぼ達成され、党派を超えた合意になり、それゆえ社会民主主義は歴史の推進力を失ったというものであった。これは社会民主主義のいわば「飽和の危機」論といえる。それとは反対に小論では「不足の危機」論を述べようと思う。不足は経済政策にかかる。社会民主主義の経済政策の柱はケインズ政策、とくに公共投資をつうじた有効需要創出策だった。それが限界に陥りかつ新自由主義が破綻し金融恐慌が現れている現在、それらに替わりうる経済政策上のオータナティヴを提示することに成功しうるかが注目される。

骨ぐみはゆらぐ

すこし歴史をふりかえりながら、社会民主主義にとってのケインズ政策の意義を明らかにしておこう。それは3つの要素からなっていたとかんがえられる。

第1は、政府は公共投資をつうじて有効需要を増大させ、不況を克服し、失業問題を解決する。

第2は、不況さえ解決できればどんな市場経済でもかまわないかといえばそうではなく、より良い資本主義をつくるために政府は消費の面だけではなく投資を規制したり、生産を計画したり、産業を国有化したりした。イギリスの基幹産業の国有化、フランスの経済計画、スウェーデンの従業員投資基金などがこの例である。しかしこの場合の国有化や経済計画は、資本主義的私有制度の廃止を目的にしたものではなく、資本主義の構造を変革していくことをめざしたものだった。

第3は、戦後の福祉国家を設計したベヴァリッジ報告を始点として発展した普遍主義的な福祉国家である。福祉国家はケインズ政策による経済成長と完全雇用を前提にしたものだった。

以上のような3要素からなる資本主義体制は、混合経済とかケインズ=ベヴァリッジ型福祉国家とかドイツの文脈では社会的市場経済などと呼ばれ、社会民主主義がつくった経済社会体制の代名詞のようになった。

おがわ まさひろ

1944年生。九州大学経済学部卒。総評国際部長、日本社会党政策審議会事務局次長を経て、1997-2010年（社）生活経済政策研究所。専務理事、事務局長、研究部長を務める。この間日本女子大学講師、早稲田大学現代政治経済研究所特別研究員。現在はグローバル社会民主主義研究会を主宰。

著書に、『労働と福祉国家の可能性』（共著 ミネルヴァ書房）『市民社会民主主義への挑戦』（共著 日本経済評論社）『リスク社会を生きる』（共著 岩波書店）その他。

むろんこれらの体制は社会民主主義者の発明ではない。戦争直後の大量の失業者と貧困者を救い、荒廃した社会インフラを建て直すには政府か教会の力しかなく、政府の財政出動や社会保障の整備は自然なことだった。ケインズやベヴァリッジの個人的な党派性（両者ともイギリス自由党所属）は関係ない。どの政党が政権を担おうが第1の要素は共通していただろう。投資を制御し生産を計画化するという第2の要素では、社民と保守は異なっていた。また新自由主義以前の保守が福祉国家の理念を受け入れるという点では、社民とそれほどの違いがあるわけではなかつた。それでも保守が福祉を低所得者などに重点を置いたのに対して、普遍主義的な福祉を追求した社民がより多くの有権者の支持を集め、福祉国家を欧洲に定着させた。こうして1960年代に社会民主主義は黄金の日々を迎えた。

しかし1970年代に入る頃から状況が変わりはじめた。産業構造や国際競争条件の変化は第2の要素をゆるがした。イギリスにおいては、炭鉱や鉄鋼などの基幹産業の国有化をつうじて構造改革を図るという当初の狙いは、当該産業が国際競争力を失っていくにつれて産業保護政策としての色合いをつよく持つようになった。一方ドイツ社民党は、1959年に従来の経済思考を転換し、競争的な市場経済を基本におき、国家の介入・計画は必要な限りとするという基本綱領を決めた。プラント政権とシュミット政権の経済政策はこの線で運営された。こうして1980年代以降、国有化と計画は緊急避難的な場合（英鉄道や英銀の一時的国有化など）をのぞき、社会民主主義の経済政策からはほとんど聞かれなくなり、ケインズ主義といえば第1と第3の要素を意味するようになった。

スタグフレーションのダメージはより大きかった。インフレと景気後退・失業の並存という1970年代初めの事態は、ケインズ政策の有効性に大きな疑問符を投げかけた。成長とその成果配分から成り立っていた福祉国家もゆらいだ。ケインズ主義を代替するマクロ経済政策を持ち合わせていなかった社会民

主主義は苦境に陥った。じつさい「飽和の危機」の底流で「不足の危機」が進行していたのである。

ケインズ主義の限界に代わって登場したのが新自由主義だった。1980年代以降、グローバル化の波にのって世界中を巻き込んだ。

D. ハーヴェイによれば、新自由主義とは、強力な私的所有権、自由市場、自由貿易といった制度のなかで、各人の企業活動の自由とその能力とが制限されることなく發揮され、そのことによって人類の富と福利が最大化すると説く理論である。それでも新自由主義は決して国家の役割を否定しない。国家の力を借りて、通貨や金融の信頼性を守り（サブプライム危機の時のように）、市場の適正な働きを邪魔する法律やあるいは労働組合などを、必要とあらば暴力を用いてでも排除する。儲けになると思えば土地や水、医療や教育といった社会的共通資本にまで市場原理を持ち込む。しかし国家はこうした役割以上の余計なことはしてはならない。福祉などは救貧施策など最小限なものにとどめるべきだと主張する。

1980年初めからこの30年の間に新自由主義がもつとも猛威をふるったのは、南米やロシアや中国など政治的自由が未成熟な諸国においてであったが、自由市場を規制や調整的な諸制度のなかに「埋め込む」べく努力を払ってきた西欧においても、諸制度は市場からたえまない挑戦をうけてきた。

サッチャリズム下のイギリスについてはいうまでもあるまい。資本主義の制度が英米とはかなり異なるドイツにおいても、すでに社民政権下にあった1970年代末からグローバル競争に対応するために労働時間の柔軟化を強いられていたし、社会給付や教育費の削減などが進められた。政権の座を降りた1980年代初めから1990年代末までのドイツ社民党的状況をいえば、1989年ベルリン綱領においてケインズ政策は大きな意義は与えらず、1990年代においてもケインズ政策には言及されることはないままサプライサイドの経済学を受容していく（T.マイヤー）。この傾向は後の「第3の道」政治に引き継がれる。

また見落とされてはならないのは、EUの経済統合

が新自由主義を基盤にして進められた点である。社会的欧州の領域では社民派がイニシアティブを発揮してきたが、こと経済政策の分野では各国の社民政権はEUの制約をうけた。

サーフィンをする

こうした閉塞状況が一転したかのようにみえたのが、1990年代末の社会民主主義潮流の復活だった。17年ぶりにイギリス労働党が、16年ぶりにドイツ社民党が政権に返り咲いた。当時のEU加盟15カ国の中、英独仏の3大国を含め13カ国で社民政党は政権を掌握した。いわゆるブレアとシュレーダーらが主導した「第3の道」政治、ないしは「新しい中道」政治の時代である。戦後社会民主主義にとって1960年代に次いで、2番目の興隆期である。

「第3の道」政治は、イギリス労働党として史上始めて3期連続13年間、ドイツ社民党は90年連合/緑の党と7年、大連立4年、合わせて11年間政権を維持したように選挙戦略としては大きな成功をおさめた。政策上でもW.メルケルらが検証しているように、社会政策や公共サービスの充実など多くの実績を上げてきたこともまちがいない。

しかし小論の関心である「不足」を埋める経済政策を見だせたかという見地から評価するなら、むしろ目立つのは新自由主義への経路依存性ないしはそれと妥協した政策が多かったといわざるをえない。ブレアの「福祉から労働へ」戦略や公共サービスの「競争と集中」、シュレーダーによる労働市場の規制緩和を意図した「ハルツ法IV」などに典型的にみられる。このようなあいまいな政策は労働階級の離反をまねき、選挙時に棄権か、社民党よりも左の政党や緑の党への支持、さらに一部は極右へと流れ込み、2009年6月の欧洲議会選挙、同年9月のドイツ連邦議会選挙、2010年5月イギリス総選挙で歴史的な惨敗を喫した。今では政権を担っているのは1990年代末と比較上同じ15カ国をとればわずか5カ国にすぎない。

「第3の道」政治の新自由主義との妥協は労働市場政策だけにかぎらない。現在の金融危機をかんがえると金融政策の分野ではどうだったかをみておく必要がある（メルケルらの研究では金融政策については言及されていない）。詳細な検証は別の機会に譲ることにして、ここでは概略だけにふれておく。

スザン・ストレンジが巧みに描写したように、資本主義が「金融市場の指揮の下で」ダンスを踊るようになった契機は1973年の変動相場制移行だった。それ以降、1980年代をおとしてアメリカ主導で進められた金融の自由化による金融成長モデルは、グローバル経済下で欧洲や日本へと広がった。

イギリスはシティを背景にアメリカと並んで世界の金融自由化を牽引してきた。この流れは1990年代末の保守党から労働党への政権交代でも変わらなかつた。1986年サッチャー政権によって、日本の金融業界にも影響を与えた証券売買手数料の自由化など、証券市場の大改革を目的にした、いわゆるビッグバンがおこなわれた。これを機に世界の金融機関がロンドンに集まり、緩い規制を利用して、21世紀初頭に発展してきた住宅ローン等の証券化商品への投資が盛んになった。また英銀のドバイや欧洲各地域への貸し付けも大規模に展開された。こうして国際金融センターとしてのロンドンの地位は大きく上がつた。労働党が権力を握っていた1990年代末からおよそ10年間に及ぶイギリスの好景気は、この金融自由化が生み出した付加価値に支えられていた。

J. ラザフォードはいう。イギリスの政治階級は歯止めが効かなくなつた金融資本の力と銀行による寡頭政治とによって捕らえられてしまった、労働党政権は、規制緩和された金融市場が生む資本の波の上でサーフィンするように10年を過ごしてきた、と。

山高ければ谷深し。金融危機後の2008-09年の成長の落ち込みは欧洲諸国のなかでもっともひどかつた。金融の緩かった監督や規制をつよめる動きは一部に議論されているようだが、シティの国際金融センターとしての地位を後退させるような規制や「金融取引税」などを受け入れるはずもなく、実際これが

2013年1月発効予定の新「EU財政協定」にイギリスが署名しなかった理由といわれている。

ドイツも、1990年代後半までにグローバルな金融サービスの大競争に突入していく。大銀行は投資銀行業務に参入し、海外で買収をおこない子会社をつくり、海外事業展開のためにニューヨークやロンドンなどに拠点を設けていった。またフランクフルトの証券市場の規制緩和を進めて外国の金融機関を呼び込み、それらが販売する新金融商品を国民が求めやすくなった。高齢層や中産階層が保有する潤沢な貯蓄が海外に逃げるのを防止することに主眼があった。ドイツの金融自由化の流れは、1998年に政権復帰したシュレーダー社民党政権下においても踏襲された。その結果、21世紀に入ってからの毎年の証券発行残高は20世紀末の2倍近くに増え、なかでも株式は急伸した。こうしてドイツの個人金融資産に占める証券の割合は、1980年から2005年までに倍増していく。

ドイツは、2000年代半ばよりOECD加盟国のうちでもっとも所得格差が著しい国の一つになっている。労働市場の柔軟化やひとり親世帯の増加などが原因としてあげられるが、金融市場への適否によって生じた、持てる者と持たざる者との格差も影響している。近い将来われわれが描いてきたドイツ人像は修整をせまられるだろう。仕事に就き、職業訓練のデュアルシステムのもとで技能を磨き、こつこつと働きつけ、熟練度が上がるにつれて高い賃金を手にし、貯蓄預金をして、バカンスを楽しむ費用に充てたり、手厚い社会給付でもなおカバーされないリスクに備えるという堅実なライフスタイルは、だんだん浮動性の高いものに変貌していくのではないだろうか。1980年代後半に起きたバブル以前と以後の日本人の労働觀や生活觀をみればわかる。

イギリスは好景気が10年つづき、ブレア労働党政権下で導入された最低賃金制が毎年改定されてきたにもかかわらず、「1980年代の著しい不平等の増大が逆転していない」（「全国平等委員会」）。ドイツと同じような事情がある。昨年来のシティにあるセント・

ポール大聖堂前広場でくり広げられたオキュパイ（占拠）行動のなかで、宗教界もまきこんでイギリス社会をむしばむ病と悪徳な金融資本の関連性がきびしく指弾された。

「埋め込み」はなるか

以上のことと図式的にまとめておくと、①1960年代；ケインズ政策に支えられた第Ⅰ期興隆の時代、②1970年代；stagflationによる停滞期、③1980年代～90年代末；新自由主義下の空白期、④1990年代末～2000年代半ば；新自由主義と妥協した第Ⅱ期興隆の時代、そして⑤2000年代後半以降こんにちまでの金融恐慌下の空白期、ということになる。

社会民主主義が空白期をぬけだすうえでの課題はなんだろうか。

A. ギャンブルはケインズ主義には重点の置き所によって多様な意見があった、という。1つめは、市場経済の金融的不安定を強調する意見。すなわち金融市場は、実体経済から離れた投機的な投資バブルを生む傾向が本来備わっており、この不安定性を制御する政府の介入と規制が重要とする意見。2つめは、通貨経済よりも実体経済に焦点を当て、国民の購買力不足による経済の不安定性に関心を寄せる意見。3つめは、恐慌の根本原因は国際金融システムの崩壊および世界経済を統治するより広い構造の崩壊であるとする意見。そして、1960年の終わりまでに、ケインズ主義の政治経済学は、以前はあった財政政策と金融政策とのむすびつきを失ってしまった。

ギャンブルのこの議論からひとつの方向性が読み取れる。つまり総需要を喚起する財政主義的な政策だけでは資本主義市場経済の不安定性は除去できず、国際金融システムをふくむ安定した金融制度との再結合が重要だという示唆である。

おなじく伊東光晴の指摘がある。伊東は不況対策としてのケインズ政策の限界にふれ、投機の渦がバブルをひきおこし、それが崩壊したときには、いかに公共

投資をおこなおうとも、民間投資を誘発することはない、「一国の資本の発展がカジノでの賭け事の副産物となつてしまつたら、なにもかも始末に負えなくなつてしまう」(ケインズ) ようにならないためにカジノ経済を起こさないようにすることが肝要である、と警告している。

事実、現在の欧州の国家債務危機は、ギリシャ問題を発端にはしているが、2007-08年の金融危機に対応するために各国政府が巨額の公的資金を投入し、ひとまず経済を回復させたツケという側面が大きい。緩い金融規制をそのままにした「ケインズのよみがえり」はかえって債務問題を泥沼化する。

そうであれば社会民主主義の空白の解消は、福祉国家を脅かしてきた金融自由化に沿った政策を改めて、ジョン・ラギーの表現を借りれば金融資本を「規制的・緩衝的・調整的な諸制度のなかに埋め込む」役割を果たせるかどうかにかかっているといえる。■

《参照文献》

- 伊東光晴 (1962) 『ケインズ』 岩波新書。
田中素香 (2010) 『世界経済・金融危機とヨーロッパ』 勁草書房。
ケインズ学会 (2011) 『危機の中で〈ケインズ〉から学ぶ』 作品社。
アンドルー・ギャンブル (2009) 『資本主義の妖怪 金融危機と景気後退の政治学』 みすず書房。
デヴィッド・ハーヴェイ (2007) 『新自由主義』 作品社。
スーザン・ストレンジ (2009) 『マッド・マニー』 岩波書店。
Merkel,W et al. (eds) (2008) *Social Democracy in Power The capacity to reform*, Oxon:Routledge.
Meyer,H.&Rutherford,J. (eds) (2012) *The Future of European Social Democracy*, Hampshire:Palgrave Macmillan.
Sassoon,D (1996) *One Hundred Years of Socialism -The West European Left in the 20th Century*, London:Tauriss.

